

○消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の指定

(昭和41年6月21日消防告示第1号)

改正経過 昭和51年10月 消防告示第1号
 昭和56年8月 消防告示第1号
 昭和61年3月 消防告示第1号
 平成2年5月 消防告示第1号
 平成9年4月 消防告示第1号
 平成22年3月 消防告示第3号
 平成29年3月 消防告示第1号

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)第56条の規定に基づき、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を次のとおり指定する。

1 核燃料物質

種 類		数 量
(1)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量300グラムをこえるもの
(2)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量300グラムをこえるもの
(3)	前(1)又は(2)の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量300グラムをこえるもの
(4)	トリウム及びその化合物	トリウムの量900グラムをこえるもの
(5)	前号の物質の1又は2以上を含む物質で、原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量900グラムをこえるもの
(6)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物	すべて
(7)	プルトニウム及びその化合物	すべて
(8)	ウラン233及びその化合物	すべて
(9)	前3号の物質の1又は2以上を含む物質	すべて

1の2 核原料物質

原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質で、放射能濃度については、74ベクレル毎グラム(固体状の核原料物質にあつては、370ベクレル毎グラム)をこ

えるものとし、ウラン又はトリウムの数量については、ウランの量に3を乗じて得られる数量若しくはトリウムの量又はこれらを合計した数量が900グラムをこえるもの。

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第194号）第2条に規定する火薬類で同法第19条に基づく運搬証明書の必要な運搬をするもの。

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第2条に規定する高圧ガス（以下「高圧ガス」という。）のうち、次の各号に定めるもの。

(1) 次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に掲げる数量以上のもの。

種 類	数 量
毒性ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第2号に定めるもの）	2立方メートル
可燃性ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に定めるもの） ただし、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第1条の10第1項第1号及び第3号に掲げる物質を除く。	10立方メートル
酸素	50立方メートル

備考 この表の右欄の数量について、高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスの状態であるときは、液化ガス10キログラムをもって、数量1立方メートルとみなす。

(2) 前号の表並びに危政令第1条の10第1項第1号及び第3号に掲げる高圧ガスのうち、種類を異にする2以上のものを同一の場所で貯蔵し、又は取扱う場合において、それぞれの数量をそれぞれの種類に応じた同表右欄又は危政令第1条の10第1項第1号若しくは第3号に掲げる数量で除し、その商の和が1以上となるもの。

4 適用除外

前項の規定は高圧法第5条第1項及び第16条第1項の規定により許可を要するもの、高圧法第5条第2項、第17条の2第1項及び第24条の2第1項の規定により届出を要するもの並びに危政令第1条の10第1項各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものには適用しない。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2項の規定は平成29年4月1日から施行する。